

135面とり盤、ルーター、木工フライス盤を起因物とする死傷災害100事例（-2017年）

No	年	月	発生時	死傷災害事例	年齢	事故の種別	小業種	労働者規模
1	2017	12	10~11	耳摺機で作業中、板が落ちなかったので除去しようとして、誤って指（親指）が触れたため負傷した。	47	8	10401	10 ～ 29
2	2017	5	17～ 18	工場内作業場において、ルーターマシン（面木を削る機械）で飾り面木を加工中、刃物に面木が引き込まれ、面木を押さえていた左手も同時に引き込まれて左手親指・人差し指・中指を損傷した。	21	7	10501	1～ 9
3	2016	12	16～ 17	工場内丸棒加工所において、角材を丸く加工するため電子ルーターで面取り作業中、不注意から、つけていた軍手が電気ルーターの刃に接触し、軍手ごと巻き込まれてしまい、左手中指、環指、小指を負傷した。	74	7	10402	1～ 9
4	2016	11	19～ 20	木工所内にて、ルーターマシンで椅子部材穴あけ加工の穴位置等セッティング作業中、両手で穴あけ位置の調整をしながら、回転するルーラービットが部材に入っていく時に、部材が固定不十分の為に暴れ、左手を瞬時に引っ張り込まれ、刃物と左手親指が接触して負傷する。	31	7	10501	10 ～ 29
5	2016	11	11～ 12	作業所内にて、電動式タブテーブルで木材を加工中、機械先端に木屑が溜まり除去しようとしたところ、左手ゴム手袋が機械に巻き込まれ、左手指を負傷した。	60	7	10409	10 ～ 29
				加工場で材木を加工中、あり切りの機械の刃に巻き込まれ、左				10

23	2014	9	8~9	工場内作業所にて、昇降盤で面取り（30角材）作業中、手袋（軍手）をつけたまま刃に触れてしまい、左手人差し指と中指を負傷した。	27	8	10409	1~9
24	2014	5	11~12	昇降盤にて長さ15cm、幅3.6cm、厚さ3.6cmの部材の面取り作業中、部材を押さえていた右手が滑り、刃と接触、負傷した。	50	8	10509	30~49
25	2014	5	16~17	角材の面取り作業中、刃に材が引っ掛かったまま無理に作業を続けていたところ、角材が弾かれ滑った手が回転中の刃に接触、左手の指を削り取られた。	40	8	10501	1~9
26	2014	5	14~15	試作品を機械加工作業時に約300mm角の合板が吸着していた治具板から外れ、右手首に当たった。	63	4	10409	1~9
27	2014	5	10~11	縦軸ルータ使用中、手袋が刃物に取られ、右手親指及び人差し指を切断した。	70	7	10402	1~9
28	2014	4	14~15	建具の木材の面取り加工中、左手小指を機械で削り負傷した。	67	8	80209	1~9
29	2014	4	15~16	工場内に於いて、面取り加工機にて根太彫加工中に木屑がたまり寸法不良の原因になることからクランプとクランプ解除リミットの間のに誤って腕を入れ、エーブローを行っていた。加工が完了しクランプが解除された際、クランプとクランプ解除リミットの間腕を挟まれた。	38	7	10409	30~49
30	2014	3	14~15	工場において、ルーターマシンで材料を加工中に、材料がはねて左親指が刃物に触れて負傷した。	53	8	10501	10~29
31	2014	2	9~10	家具にする板を裁断加工中に、機械に取り付けられている丸鋸の周辺にたまった木屑を取り除こうとして、回転状態の丸鋸（径255m/m、幅4m/m）に手の指が触れ、左手第3・4指を切創および開放骨折した。	60	8	10501	30~49

32	2013	10	14～ 15	椅子の背板をダウンカットにて面取り加工中、治具ごと刃物側へ引き込まれ、手親指と人差し指が刃物に接触した。	24	7	10501	～ 499	300
33	2013	8	16～ 17	細い角棒の角面取り作業中、材を押さえていた手が滑り、刃物に触れ、負傷した。	70	8	10401	1～ 9	
34	2013	8	15～ 16	木材加工後の角を面取り作業中、ハンドルーターの刃が手に当たり、負傷した。	33	6	80209	～ 29	10
35	2013	6	8～9	木製品部材に縁貼り加工を設備にて実施中、手を伸ばし、ゴミを取ろうとした為、回転中の刃物に指が接触した。	36	7	10409	～ 99	50
36	2013	4	10～ 11	堅軸機械にて、上下同時に1ミリ角面を取った際、中指を近づけ過ぎ、6mm位の刃先に触れ、先端を負傷した。	58	8	10503	1～ 9	
37	2013	3	8～9	ツバ枝の面取り作業中、スライドの滑りを良くしようとスライドに油をさそうとした際、機械を停止せずに行った為、手指が機械の刃に触れた。	58	8	10409	～ 29	10
38	2013	2	17～ 18	縦型ルーターを用いて木製家具の加工作業中、片付け作業に入ろうとした際、惰性で回転していたルーターのドリル部に手を入れた為、負傷した。	44	8	10501	～ 29	10
39	2012	11	17～ 18	工場の卓上面取機にて、材料を加工中、誤って、手が回転する刃に触れ、負傷した。	53	8	10501	～ 299	100
40	2012	10	22～ 23	ホルダー内で材料が2枚重なり、重なった1枚を引き抜こうとした際、非常停止をかけず、カッターが回っている状態で対処したため、誤ってカッターに人差し指が接触し、切創した。	31	8	10402	～ 299	100
41	2012	9	18～ 19	作業場にて、トリマーテーブルで垂木の面取り作業中、誤って人差し指が刃先に触れ、負傷した。	53	8	11709	～	50

									99
42	2012	8	17~ 18	横面取機でアクリル材の加工中、材料に添えていた手親指を誤って材料よりも先に出し、刃物に接触。親指の外側の先端を欠損した。	22	8	11109	~ 29	10
43	2012	7	10~ 11	木材加工機モルダの面取り用刃物部にある集塵装置のメンテナンスを行った際、状況確認の為、被災者が集塵機のスイッチを入れるように指示したが、同僚が思い込みにより、誤って面取り用刃物回転スイッチを入れ、吸込み口付近に置いていた手が回転刃物に接触し、負傷した。	45	8	80409	1~ 9	
44	2012	6	14~ 15	工場作業場にて、ナラ材の面材をワイドサンダー掛け作業中、送り込んだ材料が誤って斜目に入り、先に送り込んだ材料と重なり、飛び跳ね返り、材料が腕に当り負傷した。	63	6	10501	~ 29	10
45	2012	4	11~ 12	ルーター作業中、手が滑り、手人差し指を断絶した。	36	8	10501	1~ 9	
46	2012	3	15~ 16	木材板を昇降機械を使って面取り作業中、木材がハネ上がり手で押さえようとして手袋が引っかかり、昇降盤機の刃が巻き込まれ、負傷した。	55	7	10409	~ 49	30
47	2012	3	8~9	ルーターマシーンで40ミリ角の木を15ミリの刃物で35ミリの深さに穴を開ける作業中、材料が飛んで指に当たり、負傷した。	67	4	10501	~ 29	10
48	2012	1	11~ 12	万能機の刀をセットしていた際、刃物をとめるナットをレンチでしめつけていた際、レンチがナットに噛み合っておらず、滑り、手の平から手首にかけ、刃物に接触し、挫傷した。	27	8	30202	1~ 9	
49	2011	11	9~ 10	木材の面取り作業をしていた際、面取りの機械に誤って手を滑らせてしまい、左手の中指を負傷した。	59	8	10503	1~ 9	
50	2011	10	15~ 16	A加工場にてルーターで食品サンプルにかぶせるケースの底板を切削加工中、手をすべらせて、ルーターの回転刃に指が触	47	8	11709	~	50

				れ、負傷した。				99
51	2011	7	17～ 18	プレカット第二工場内にて、横加工機を操作して「蟻加工」を行っていた。加工する梁材が短材（長さ150mm）であったため、送りローラーの左側面に斜めになった、「蟻加工」では、両側面及び上側から押さえ、材料を固定して行う。その斜めになった加工材を修正しようと右手を出したところ、進行してきた横加工機の刃先で右手第二指付け根付近を負傷した。その際、機械を完全に停止してなかった。また、慣れにて作業を甘く見ていたのも原因。	30	8	10409	100 ～ 299
52	2011	5	16～ 17	工場内で高速回転面取り機で木材の面取り作業中、両手でつかんでいたが刃物の力で送りローラーが左方向に開いたため、木材が右方向に動き、つかんでいた右手が刃物に接触し負傷した。	48	8	10501	1～ 9
53	2011	5	14～ 15	工場1階の作業場の機械（ルーター）で角材の角を取り丸みをつける作業をしていたが、添えていた左手の人差指と中指が刃先に当たり負傷した。	63	8	10409	10 ～ 29
54	2011	5	17～ 18	NC加工工場でL型合板の加工作業をしている時、本来、機械を停止して削りくず等をダクトホースで集めるところ、運転中に防護柵の扉を開けて中に入り削りくずをダクトホースで集めており、何かの弾みでフレームと移動テーブルの間に挟まれて死亡した。	58	7	10501	30 ～ 49
55	2011	4	15～ 16	工場内のオートテーブルで120mm位の角材を板挽き加工中、戻ってきた角材が重く、とめる事が出来ず、左手を角材と他の機械の鉄骨の柱の間に挟み負傷した。	30	7	10401	10 ～ 29
56	2011	4	10～ 11	A邸（B市）新築工事後、棚を製作取り付けする為、玄関前に作業台を置き、製作作業していた際、作業台の上に溝切りカッターを電源が入ったまま逆に置いた状態で木の板とスケールをあて寸法取りをしていたところ、誤って左手親指を接触させ切	27	8	30209	1～ 9

				傷した。				
57	2011	4	10～ 11	工場内でスライドパネルの表面材になるワラン合板の切断部に面取りを電動工具のトリマーを使用して作業していた時にうっかりして軸の回転部分に指先がはいってしまいケガをしました。	22	8	10501	10 ～ 29
58	2011	3	11～ 12	面取機を運転中、機械に付いたゴミを払おうとして左手を伸ばした際、刃物に触れ、左手人示指、中指、薬指を受傷した。	54	8	10409	1～ 9
59	2011	3	14～ 15	音響用木製キャビネット外側枠板製作中、キャビネットのスピーカー口部分の穴加工作業中、木工用機械ルーターの刃の部分に誤って左手の親指の背の所、第一関節のあたりから爪にかけて、触れてしまい怪我をした。すぐに救急車を呼び、応急処置のうえ病院へ行った。	71	8	10409	1～ 9
60	2011	1	12～ 13	作業中、ルーターマシーンを使用している時に、部材がとばされ刃に手が巻き込まれた。	25	8	10501	10 ～ 29
61	2011	1	11～ 12	工場内において、モルダー機を使用して住宅用窓枠の形状加工作業準備中、機械のスイッチを入れ資材の渡し込みを開始しようとしていたところ、作業手順を誤りローラー（安全カバー有り）付近の清掃を始めたため、回転しているカッターに軍手を引っ掛けた拍子に、左手示指が刃に接触し負傷した。	25	8	10409	30 ～ 49
62	2011	1	13～ 14	工場にてルーターマシンで固定定規と付属定規を使用して建具に丁番穴開け作業中、付属定規を左手に取り、右側固定定規へと戻す時、刃物に付属定規が触れ、それが左手人差し指に当たった。	54	8	10509	10 ～ 29
			20～	A工場でSV226底面フライス加工が終了した。サイクル完了時には、フライスカッター刃は、テーブル上のワークの間上にあつた。被災者は、製品取外しの為、製品固定用クランプナットのM20ナットを緩める作業を始めた。クランプナットを緩める				100

63	2010	12	21	為、メガネスパナの先端部下側に手を掛け、上方向に回そうとした。このとき切削水がゴム手袋についていた為、力んだ瞬間手が滑った。滑った斜め上方向に停止していたフライスの刃があり、手首が当たり負傷した。	26	8	11301	～ 299
64	2010	12	11～ 12	A工場内で、NCルーター(機械)で合板加工作業中、加工が終了したと思い、合板のカス(ゴミ)を除去しようと作業台に近づいたところ、移動してきた機械のアーチ部分に左足大腿部を挟まれた。	60	7	10409	～ 99
65	2010	11	17～ 18	機械作業場で、仏壇の部品をルーター機械で加工中、右手で押さえていた材料の木がハネて、右手の親指、人差し指、中指を切った。	56	8	10501	～ 29
66	2010	9	11～ 12	高さ1.5m×間口45c×奥行50cの家具の組立を、床にベニヤを敷いて行っていたが、組立て終わった家具を立たせようと、床にかがみ、家具の下を持ってカー杯立ち上がろうとしたところ、後に有った機械のテーブル(盤)の角に勢いよく腰を打ちつけ、そのまま転倒した。又その際近くに置いてあった品物の角にもぶつかったらしいが、憶えていない。其の後、どの様に努力しても激痛の為に起き上がる事が出来ず、救急車に来てもらってそのまま救急病院(A病院)に搬送された。	76	3	10501	1～ 9
67	2010	8	14～ 15	当工場内に於て、家具製造の仕上げ作業として面取機(トリマー)を使用していた。左手で部材をおさえながら作業をすすめていたところ不注意により左母指がトリマーの刃に接触、指先がえぐれた。	32	8	10501	1～ 9
68	2010	6	11～ 12	当社工場内の機械(プレナー)の側で搬送に引っかかった木材を取ろうとした際に、被災者が本来人が乗るべきでないLMガイド(高さ約1m)の上に乗ったところ、油で足が滑り、落下するときに、機械のフレームで股を強打し、負傷した。	34	3	10401	～ 29

69	2010	4	13～ 14	テーブル機械職場N Cルーター加工中、刃物をセットしなおす為装置が原点復帰するのを待ち、復帰し電源が切れてから、刃物交換しやすい位置（刃物が下にある所）まで270度回転させた。その後左手に耐切創保護手袋をして、ロックピンを右手で押しこめるように左手で刃物軸を回転させようと、まだ回転している刃物を左手でつかんだ。左手人差し指第2関節と第3関節の間を開放複雑骨折。	21	8	10501	～ 499	300
70	2010	4	10～ 11	工場内縦軸機械で、次の加工準備の為、端材木材での調整中、その木材が小さすぎた為、添えていた両手が巻き込まれケガをした。	51	7	10501	1～ 9	
71	2010	3	17～ 18	テーブルに気が取りつけられており直径2～3cmの穴（穴中に刃があり回転する。回転させた際に刃が少し出て面取りするが開いている。部材（プラスチック樹脂）を右から左方向に木に沿ってスライドさせた際、穴に指を突っ込んでしまい負傷したもの。	30	7	10806	～ 29	10
72	2010	3	8～9	工場にある面取機で作業をしており、機械に付いたホコリや木くずを清掃しようとしたところ、回転している刃に右手人さし指さし当たり負傷した。	32	8	10401	1～ 9	
73	2010	2	8～9	O市内J邸、改修工事において母屋材を、大入ルーターで加工中、刃先の材木を払った際、軍手が刃先にからまり、巻き込まれた。右手人指と中指を負傷。（加工は作業場、O市であった）	18	7	30202	0～ 9	
74	2009	10	17～ 18	事業所作業場で、住宅新築工事で使用する材を加工中、ルーターのほこりを取ろうとした時、指先が刃に触れ、右手3指を負傷した。	61	8	30202	1～ 9	
75	2009	9	14～ 15	住宅新築工事現場において、使用する角材（3cm角、長さ約45cm）をトリマーで切削作業中、材料が跳ねて、その反動で左手の指の間をトリマーで切傷した。	66	8	30202	1～ 9	

76	2009	5	17～ 18	工場内の材料カット場で、ルーター加工機にて樹脂板の切削作業をしていた際に、重ねていた材料が治工具から滑ってしまったので、とっさにその材料を押さえようとしたが、誤って回転刃物に右手指を接触した。	33	8	10805	10 ～ 29
77	2009	4	11～ 12	工場内木取場において、直角2面鉋盤で見切を削る作業をしていたところ、誤って左手指を負傷した。	60	8	10409	30 ～ 49
78	2009	4	8～9	材料面取機作業中において、作業前に振れ止め位置を確認して作業を行うよう指示を受けていたが、材料の回転中に振れ止めと材料の位置がずれていたため、右手に手袋をした状態のまま、無理に押さえようとして、巻き込まれ負傷した。	57	7	11202	30 ～ 49
79	2009	2	8～9	工場で、ドアの加工作業時、刃物（ドリル）の近くに大きな端材が残っていたので、手で取り除こうとしたところ、2本ある刃物のもう一方の刃物の動きに気付かず、その刃で右手を負傷した。	46	8	10503	50 ～ 99
80	2009	1	9～ 10	個人宅修繕用の敷居埋木材を自社作業場でルーターを使用し製作中、材料が滑り指を切った。	64	8	30202	1～ 9
81	2008	12	16～ 17	面取機において、エアでゴミを払っていたところ、面取りカッターを停止していなかった為、軍手がカッターに触れ、右手及び指を負傷した。	56	8	10509	10 ～ 29
82	2008	10	9～ 10	板に穴あけ加工中、板を押さえていた手が滑り、回転しているルーターマシンの刃に触れ受傷した。	21	8	10501	1～ 9
83	2008	9	11～ 12	作業所で、ホソギリ機を使用し、柱をホゾキリ作業中、柱に付けてある墨位置に切断位置を合わせていた際、レバーから手が滑り、左手指を負傷した。	47	8	30202	1～ 9
84	2008	8	13～ 14	木材に溝を掘る作業中、節のあるところで材料が弾んだ為、左手指にルーターの刃が当たって負傷した。	59	8	10509	1～ 9

85	2008	8	11～ 12	工場内で木工ルーター機で作業中、製作工程を間違えてしまい、慌てて機械に刃に強くあてたため、木工品が飛び出し、手で押さえた際に、左手を負傷した。	54	8	10409	1～ 9
86	2008	7	10～ 11	回転削りの機械で材料を削ろうとしたところ、材料が跳ねて左指に当たり、指を負傷した。	63	4	10409	1～ 9
87	2008	7	8～9	工場内の面取機械で作業中、送りローラを使用していた際、測定するため上げ、両手で押さえていたが、木材が小さかったため、右手がすべり機械刃に接触し負傷した。	54	8	10501	1～ 9
88	2008	7	9～ 10	ルーターで作業中、機械を止めて穴の寸法を測定するところ、不注意で止めずに測定した。その際、誤って右手の指にビットが触れ、指を負傷した。	54	8	10501	30 ～ 49
89	2008	5	10～ 11	面取機にて加工中、削り残しがありガイドに糊カスが付着していると判断し、治具で取る為に停止ボタンを押し、押さえ装置を外し糊カスを取ろうとした。その際、惰性回転している刃物に気付かず右指を受傷した。	21	6	10409	300 ～ 499
90	2008	5	9～ 10	板の耳とり作業中、チェーンと歯車の間にゴミが挟まり、取り除こうとした際に誤って手袋が巻き込まれてしまった。	34	7	10409	50 ～ 99
91	2008	4	17～ 18	座合板をルーターで周囲かき取り作業中、右足でペダルを踏み定盤を上げた時、左側へふらついて左手で右方向へ材料を押す力が無くなり、刃物の回転力で治具ごと材料と右手が左方向へ走り、右手指が刃物と接触した。	24	8	10501	100 ～ 299
92	2008	4	9～ 10	当工場内作業場に於いて、ルータ加工中、加工材がはじけ右手指に当たり負傷した。	65	4	10509	1～ 9
93	2008	1	16～ 17	当社、作業場で、桁の大入れの穴開け中に、大入れルーターの回転部分に軍手の一部が巻き込まれ、左手指を損傷した。原因としては軍手をはめて、作業していた事が挙げられるので、今	58	8	30202	1～ 9

				後は作業中、軍手をはめないように注意している。				
94	2008	1	11～ 12	当社工場内において、昇降板を使用し角材（長さ35cm、幅35mm）を削ろうと、刃先に当てたところ、角材の一部が跳ね返り、支えていた左手の指を負傷した。	56	6	10503	1～ 9
95	2008	1	8～9	モルダー機で木材加工作業中、タテ軸刃の所から出る鋸屑がつまったのでダクトホースを取りはずしホース内を除却し通常はスグそばにあるエアホースで除却するところを右手を差込み、取り除こうとしてタテ軸刃により負傷した。	36	8	10401	10 ～ 29
96	2007	11	16～ 17	NCで左側板加工作業中、刃物のカバーが上がっていたので、電源を切らずに刃物が回っている状態でカバーを下げようとした時、誤って刃物が指に触れて負傷した。	31	8	10409	10 ～ 29
97	2007	9	9～ 10	木工機械で面材カット中に、機械に指を巻き込まれ負傷（切断）した。	28	7	10501	1～ 9
98	2007	9	17～ 18	工場内に於いて、ベッドに使用される木製部材の取手の掘り加工のため、縦軸面取機で棒状木材に取手の掘り込みを入れようとして、木材を両手に持って刃物に押し当てたとき、木材が回転方向に持って行かれ、指が巻き込まれて負傷した。	49	7	10501	30 ～ 49
99	2007	8	15～ 16	縁貼機で材料（部材）の縁の面取りの作業をしていた時、面が取りすぎるため、スイッチを切ってエンドカッターの刃の調整をした。しかし刃が良く静止しないままに作業を進めたので、負傷した。	58	7	10501	30 ～ 49
100	2007	8	14～ 15	ブロック加工部門で、ブロックサイド機械で材料を機械に投入している最中、送り装置が止まった。機械を停止させないで機械の駆動用送りベルトを手でつかみ、回転方向へ動かしたところ、機械が動き出し、Vベルトとプーリーに指を挟み負傷した。	23	7	10401	30 ～ 49

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各起因物における死傷災害100事例（-2017年）](#)に戻る。